

青森市地域おこし 協力隊員募集要項

活動内容

- (1) 青森特産「八甲田牛」の飼育技術の習得
- (2) 6次産業化を学ぶ
- (3) SNSを活用した本市の暮らしや本市の魅力、移住に関する情報などの情報発信
- (4) 各種技能及び資格取得に向けた講習会等への参加

自然豊かな八甲田連峰に囲まれて
八甲田牛の生産を始めてみませんか

青森市農林水産部農業振興センター
青森市大字四戸橋字磯部243-319
017-754-3596
nogyo-center@city.aomori.aomori.jp

1 募集人員

八甲田牛隊員：1名

2 応募条件

- (1) 3大都市圏（※1）内または政令指定都市のうち、特別交付税措置の地域要件に該当する地域に住所を有し、青森市地域おこし協力隊員に任用後青森市に住民票を異動できる方
- (2) 地域おこし活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
- (3) 普通自動車運転免許を取得している方（AT限定も可）
- (4) 心身ともに健康で、何事にも前向きで明るく挑戦する意欲のある方
- (5) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル等）及びSNS（X、Facebook等）の更新作業が可能な方（※2）
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（※3）に該当しない方

※1 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。ただし、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の市町村人口（平成17年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の市町村人口の合計をいう。）及び同令によって調査した平成27年10月1日現在の市町村人口を用いて算出した人口減少率が11%以上である市町村については、「3大都市圏外」として取り扱うこととする。

※2 更新作業だけではなく、本市youtubeチャンネルへの出演やホームページ等で本名や顔写真の掲載があります。

※3 地方公務員法第16条の欠格事項（次のアからウ）に該当するかたは申込みできません。

ア. 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ. 青森市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 活動内容

＜八甲田牛（日本短角種）の生産から販売に係る活動等を行う隊員＞

- (1) 青森特産「八甲田牛」の飼育技術の習得
 - ・旧畜産振興センターや市内の畜産農家のもとで八甲田牛の飼育技術の習得
 - ・市営八甲田放牧地で指定管理者のもとで放牧牛や牧場の管理技術の習得

(2) 6次産業化を学ぶ

- ・八甲田牛の生産者や流通関係者で組織される団体の事務局員として、商品開発や各種プロモーション等に参加し、企画から加工・販売等について学ぶ

(3) SNS を活用した本市の暮らしや本市の魅力、移住に関する情報などの情報発信

- ・SNS を活用し、移住して感じたことなどを随時発信
- ・本市公式 YouTube チャンネルで配信する動画に出演するなど活動内容を情報発信する

(4) 各種技能及び資格取得に向けた講習会等への参加

- ・農業簿記講座
- ・大型特殊自動車運転免許教習
- ・車両系建設機械（整地等 3t 以上）技能講習
- ・刈払機取扱作業安全衛生教育

(5) その他移住・定住に関する活動

青森市の畜産業

- ・青森市は、八甲田牛（日本短角種）のブランド化を進めており、八甲田牛生産の拠点である「旧畜産振興センター」や畜産農家の労力軽減と生産コストの低減を目的とした「市営共同牧野」、観光農業の推進や自然環境と農業の理解を深めることを目的とした「八甲田憩いの牧場」が畜産関連施設として整備されています。
- ・日本短角種の流通量は、和牛全体の1%にも満たない貴重な和牛です。体が丈夫で病気に強いえ泌乳量が多く子育てが上手なので、夏は広大な八甲田山麓に放牧、冬は人里に戻って牛舎で飼育する「夏山冬里(なつやまふゆさと)方式」で生産されます。
- ・八甲田山麓の大自然でのびのび育つ八甲田牛の肉質は、脂肪が少なくヘルシーで、見事な濃紅色の赤身肉は濃厚で深い旨味が自慢。霜降りの脂の旨味に比べ、牛肉本来のおいしさが特徴です。



旧畜産振興センター



市営共同牧野



青森市八甲田憩いの牧場

4 雇用形態及び期間

- (1) 青森市の会計年度任用職員として市長が任用します。
- (2) 期間は任用の日から同日の属する年度の末日までとし、勤務実績等を考慮し、年度ごとに2回を限度として再度任用することができます。

5 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数は週5日勤務、勤務時間は週35時間（7時間/日）とします。
※ 業務の内容により、勤務時間等は変動することがあるため、その場合は週35時間以内での調整や、週休日の振替等を行います。
- (2) 所定の届出を行った上で、勤務時間外に兼業することができます。
- (3) 勤務公舎は青森市農業振興センターとなりますが、業務内容に応じて市内各所、県外への出張もあります。

6 報酬

月額 180,400 円

(月額から社会保険料等の本人負担分が控除されて支給されます)

- ・ 期末手当：最大年間 1.5925 月支給（2年目以降は最大年間 2.45 月分支給となります）
- ・ 勤勉手当：最大年間 1.2675 月支給（2年目以降は最大年間 1.95 月分支給となります）
- ・ 通勤距離等に応じて一定の通勤費が支給されます。（上限：月 11,300 円）
（自宅から勤務公舎までの徒歩での最短通勤距離が 2km 未満の場合は支給されません）
- ・ 週 35 時間を超える勤務の場合は、時間外手当の支給があります。
- ・ 報酬の額等については、今後の制度変更等により変動する可能性があります。

7 待遇及び福利厚生

- (1) 雇用保険、厚生年金保険及び地方公務員共済組合に加入します。
- (2) 住居は原則として月々の家賃 55,000 円を上限とし、市が負担します。
市と貸主が直接契約します。（転居費用、生活用品及び光熱水費等生活に必要な費用は自己負担となります。）
- (3) 勤務中の移動に関しては市所有の公用車を使用することとし、燃料費等は市が負担します。また、任期2年目以降は所定の手続きのうえ、自家用車を公用車として登録し使用します。
- (4) その他活動に要する経費（消耗品費、研修参加費等）については、必要に応じて予算の範囲内で市が負担します。
- (5) 年次有給休暇（最大 20 日/年）、夏季休暇（最大 4 日）など休暇制度があります。

8 応募手続

(1) 募集期間 令和6年3月25日(月)から隊員が決まるまで

※応募があり次第、随時選考を行い、隊員が決まった時点で募集を終了します。

(2) 応募方法 原則郵送による提出(場合により直接提出することも可とします)

※封筒の表に「地域おこし協力隊申込」と記入してください。

(3) 提出書類

①令和6年度青森市地域おこし協力隊申込書(様式第1号)

②応募動機及び自己PR文(自由記述、A4サイズ1枚以上)

③任期中に取り組んでみたいこと及び任期終了後の意向について

(自由記述、A4サイズ1枚以上)

④住民票の写し(原本)

⑤普通自動車運転免許の写し(表面、裏面)

※提出された書類は返却しません。また、応募に係る費用は自己負担となります。

9 選考の流れ

(1) 第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を応募者に文書で通知します。

(2) 第2次選考(面接審査)

第1次選考の合格者を対象に第2次選考を実施します。日時及び実施方法等の詳細については、第1次選考の結果通知の際にお知らせします。

(3) 選考結果の通知

第2次選考の結果は、終了後に文書で通知します。

(4) 任用の決定

任用日は合格者と調整の上決定することとします。

10 応募先

〒030-1261 青森県青森市大字四戸橋字磯部 243-319

青森市農林水産部農業振興センター

電話：017-754-3596 メール：nogyo-center@city.aomori.aomori.jp